

各支給認定保護者の皆様

認定こども園新潟えきなかこども園

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第1項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和5年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

認定こども園新潟えきなかこども園 設置者様

新潟市役所幼保運営課

令和5年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和5年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	214,250	214,250	196,560
5月	265,480	212,580	194,890
6月	265,480	212,580	194,890
7月	265,480	203,830	194,890
8月	264,010	211,110	193,420
9月	264,010	211,110	193,420
10月	264,010	211,110	193,420
11月	264,010	211,110	193,420
12月	262,680	209,780	192,090
1月	262,680	209,780	192,090
2月	262,680	209,780	192,090
3月	273,760	220,860	203,170

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	223,500	217,120	137,730	131,350	91,990	85,610	74,910	68,530
5月	223,340	216,960	137,570	131,190	91,830	85,450	74,750	68,370
6月	223,340	216,960	137,570	131,190	91,830	85,450	74,750	68,370
7月	223,340	216,960	137,570	131,190	83,290	76,910	74,750	68,370
8月	223,230	216,850	137,460	131,080	91,720	85,340	74,640	68,260
9月	223,270	216,890	137,500	131,120	91,760	85,380	74,680	68,300
10月	223,180	216,800	137,410	131,030	91,670	85,290	74,590	68,210
11月	223,080	216,700	137,310	130,930	91,570	85,190	74,490	68,110
12月	223,130	216,750	137,360	130,980	91,620	85,240	74,540	68,160
1月	223,130	216,750	137,360	130,980	91,620	85,240	74,540	68,160
2月	223,130	216,750	137,360	130,980	91,620	85,240	74,540	68,160
3月	233,670	227,290	147,900	141,520	102,160	95,780	85,080	78,700

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途235×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,700を追加。